

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第1回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和3年7月28日(水) 13時55分～15時05分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員 (3名)	石塚孔信 松枝千鶴 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (3名)	喜納浩信 白石裕治 日高実禎 (敬称略)
	使用者代表委員 (3名)	岩重昌勝 内 道雄 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (4名)	榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐 永山賃金係長
議題	1 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 2 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について 3 鹿児島県最低賃金の改正審議について 4 その他	
配付資料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 地方最低賃金審議会・専門部会の運営に関する要請 3 鹿児島地方最低賃金改定に関する意見陳述等 4 最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて	

○ 勝田室長

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日は、1回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され議事が開会されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。

それでは、1回目の専門部会でございますので、榎園労働基準部長より、ご挨拶申し上げます。

○ 榎園労働基準部長

本年度第1回目の鹿児島県最低賃金専門部会ということで、一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、県最賃専門部会の委員をお引き受け下さり、厚く御礼申し上げます。本年度の県最賃の改正審議につきまして、何卒ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

ところで、県最賃の改正につきましては、7月2日の第1回本審で局長より諮問をさせていただき、中央最低賃金審議会の目安答申も、既に7月21日の第2回本審で伝達させていただいております。昨年は、新型コロナウイルス感染症による経済や雇用に与える影響が不透明な状況にあり、審議にご苦労されたと思います。今年は、コロナの感染状況は予断を許さないものの、感染拡大から1年以上経過し、経済・雇用等への影響も各種指標に表れてきており、また、ワクチン接種も開始され、状況も変化しております。委員の皆様には、中賃で示された目安額等も参考にしながら、九州・沖縄ブロックの動向、鹿児島県の状況等を踏まえ、建設的なご審議をしていただきますようお願い申し上げます。

今年も大変暑い時期に、ご議論をいただくことになり、ご負担をおかけしまして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別のご協力を賜りたくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○ 勝田室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

まず、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第 25 条第 4 項により準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとなっております。慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田室長

ありがとうございます。それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 松枝委員

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。

部会長に、山本委員、部会長代理に、石塚委員を候補者として推薦します。以上です。

○ 勝田室長

ただ今、公益委員の松枝委員から、部会長に山本委員、部会長代理に石塚委員を推薦する旨ご報告いただきました。

そこで、皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の部会長に山本委員、部会長代理に石塚委員に決定させていただきます。

では、山本部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 山本部会長

ただ今、選んでいただきました山本です。

本審の時にもご挨拶申し上げましたが、今回、目安が 28 円と過去例のない高額な目安が提示されております。しかも全国一律といった目安の提示のされ方で、従来とは異なったやり方がとられていると考えております。それぞれ、労働者側、使用者側、いずれも思いはあり、しかし、労働者を保護しなければいけない、労働者を皆さん方の力で守っていかなければいけな

いという思いは、一緒だと思っております。厳しい意見の違いはあると思いますが、できるだけそれを突き合わせながら、何らかの到着点を見出していけたらと思っています。何卒、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、令和3年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。先ず、本専門部会の成立について、事務局より報告願います。

○ 勝田室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この第5条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないとされております。

本日の専門部会は、9名全員の委員がご出席いただいております、定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本部会長

ありがとうございました。この会合は、有効に成立しているとのことですので、早速、審議を始めたいと思います。審議に先立ちまして、いくつか確認事項が必要であるとのことですので、事務局からご報告をお願いいたします。

○ 勝田室長

確認事項につきまして、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

これは、7月16日付けで鹿児島県労働組合総連合より提出された、地方最低賃金審議会・専門部会の運営に関する要請でございます。

要請の内容は、1つ目が、最低賃金審議会・専門部会を公開してくださいとのことで、2つ目が、意見陳述の機会を、委員選出団体以外の労働団体に与えてくださいとのことです。

鹿児島地方最低賃金審議会の公開につきましては、7月2日の第1回本審において公開するとしたところですが、本日を含め今後の鹿児島県最低賃金専門部会の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条で、会議は、原則として非公開となっておりますので、非公開とするという取り扱いでどうかということでございます。

なお、意見陳述の取り扱いにつきましては、後ほど、ご審議いただきたいと思います。

○ 山本部会長

どうもありがとうございました。ただ今、ご説明がありましたように、県労連から要請のあった事柄の内、専門部会の公開という問題につきまして、お諮りしたいと思います。運営規程第7条では、原則非公開という扱いをすることになっておりますが、先ほどの事務局からのご提案は、この運営規程どおり非公開にするとはどうかとのことですが、ご意見はいかがでしょうか。

規程どおり専門部会は、非公開ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部長

ご異議ないものとして、そのように進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、まず、議題1の最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについてに入ります。この点について、事務局からのご説明をお願いします。

○ 勝田室長

第2回本審でご説明いたしましたとおり、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見を聞くこととなっております。

先ほど申し上げましたとおり、鹿児島県労働組合総連合から要請書が提出され、意見陳述の機会を、委員選出団体以外の労働団体に与えてくださいという要望が記載されております。また、7月26日付けで資料3のとおり、鹿児島地方最低賃金改定に関する意見陳述等が提出されたところです。

この取扱いにつきましては、第2回本審でご説明いたしましたとおり、これまでと同様に、意見陳述の取扱いは、正式には専門部会で審議して決定することになりますが、大枠としては、複数名でも可とするが、時間は10分以内ということを了承していただきました。

今後の日程も集中しておりますので、第2回本審での説明のとおり、本日、金額審議に入る前に、時間は10分以内で、意見陳述を受けることとしてよろしいでしょうか、改めてお諮りいたします。

○ 山本部長

ありがとうございました。ただ今、ご説明がありましたとおり、意見聴取の公示に関して資料3のとおり提出されております。その取扱いについて、第2回本審で了承されましたとおり、これまでと同様に取り扱うということで、専門部会でも同様に決めてほしいということですが、この点について、何かご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。特に、ご意義ありませんでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部長

それでは、従来どおりのやり方で進めるということで決めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、労使とも、昨年と同様に、意見陳述は複数名でも可とあるが、複数名でも時間は10分以内で行うということとしたいと思います。

それでは、意見陳述を受けたいと思いますので、陳述される方を呼び入れていただきたいと思ひます。

(陳述者、入室)

○ 山本部長

それでは、ただ今より最低賃金法 25 条に基づきまして、関係労働者の意見陳述を受けたいと考えています。

本日は、鹿児島県労働組合総連合の幹事、小柴健介氏に来ていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○ 陳述者

審議会委員の皆様には、日頃より労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。また、この場での意見陳述を今年もさせていただき、ありがとうございます。私は、鹿児島県労働組合総連合の幹事であるとともに、自治体、公務公共関係の労働者でつくる労働組合、鹿児島県自治体関連労働組合総連合で活動しています。本日は、その立場から意見を述べさせていただきます。

さて、ご存じのとおり、7月16日、中央最低賃金審議会は、2021年の地域別最低賃金改定の基礎となる引上げ目安について、全国平均3.1%、全ての地域で28円の引き上げを厚生労働大臣に答申をしました。この目安額は目安制度発足以来、最高額となりました。しかしながら、私たちが求めていた、時給1500円には遠く及ばず、ここ鹿児島でそのまま目安額どおりに引き上げられても、年間労働時間を1800時間と換算しても、年間147万7800円にしかならず、これでは最低賃金近傍で働く労働者は、働いてもまともな生活ができないワーキングプアから抜け出せず、憲法25条で規定する、全ての国民は、健康で文化的な生活を営む権利を有するとした水準からは程遠い状況です。また、今回の目安額は、4つのランク全てで28円と引き上げ額を同額としたことで、地域間格差を広げはしませんでした。前年と同様に最も高い東京と、最も低い県に近い鹿児島県との220円の格差を残したことは、受け入れがたいものです。

審議員の皆様には、地域間格差をなくし、誰もが人間らしい生活ができる社会の実現に向けて、この目安額28円を大きく上回る引上げの議論をしていただきますよう、よろしく申し上げます。

私は、2つの観点から最低賃金の大幅引き上げを求めます。

まずは、働く労働者の立場からです。コロナ禍は、社会を支えるエッセンシャルワーカーや自治体職員の重要性を明らかにしました。

離島の自治体直営の保育園で働く保育士は、自分自身の感染や小さなコミュニティでの医療体制に不安を持ちながらも、子供達の保育と健康に責任をもって子供達に接しています。自治体の窓口でもそうした不安を抱えながらも住民サービスを支えています。一方で、こうした労働者の多くは低賃金に据え置かれたままです。

また、自治体職場では、非正規雇用公務員の賃金・処遇改善を理由に昨年4月から新制度、会計年度任用職員制度が始まりましたが、蓋を開けてみると、法改正の趣旨に反し、雇用不安を増大させるなど様々な問題が噴出し、賃金に至っては、夏冬の一時金はでるようになり、年収が若干上がったものの月収は減ったという声が大半を占め、手取りが10万円を下回る労働者も多くいます。

こうしたエッセンシャルワーカーや自治体非正規雇用公務員は、最低賃金近傍で働いており、最低賃金の大幅引き上げは、そうした労働者の賃金、生活を大きく改善させることができます。

一昨年この場で、私も県労連の議長である福丸裕子から紹介させていただいた最低生計

費試算調査は、現時点で、26 都道府県で取り生まれ、全国どこでも 25 歳の若者が普通に一人暮らしをするための費用として、最低でも月額 22 万円から 25 万円、月 170 時間働いたとして、時給 1500 円以上必要であることは明らかになっており、少なくとも、直ちに同程度の引き上げを行うことを私たちは求めます。2 年前に取り組んだ鹿児島県の調査結果を、再度提示させていただきますので、ご覧ください。

2 つ目は、経済効果の観点からです。労働運動総合研究所が 1 月に発表した春闘への提言によると、最低賃金 1500 円への引き上げは、国内生産を 26 兆 7000 億円、付加価値を 13 兆円増やし、169 万 5000 人分もの新たな雇用と、税収を 2 兆 4800 億円増加させるとの試算を発表しています。

また、鹿児島県労連では、まだ活用できていませんが、福岡県労連は、経済波及効果分析ツールを使って、最低賃金 1500 円に引き上げた場合、総合波及効果は約 2061 億円、粗付加価値額は 179 億円と県内総生産の 0.5% に及ぶと試算しています。この試算は、愛知県労働組合総連合でも行われ、同様の結果がでています。

この結果は、最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは、企業の労務コストを上昇させるものの、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内生産が誘発され、企業経営にプラスされるなど、大きな経済効果を生むといえます。鹿児島県経済波及効果分析ツールは鹿児島県のホームページをご参照ください。

ところで、6 月 8 日発表の 1 から 3 月期の国内総生産改定値は、年率 3.9% 減となり、内需、外需ともマイナスでした。GDP のうち約半数を占める個人消費は前期比 1.5% 減です。20 年度の GDP は、前年度比 4.6% 減。リーマンショック時の 2008 年度 3.6% 減、09 年度 2.4% 減以来、事実上戦後最悪の落ち込みとなりました。このような状況を打破する意味でも、最低賃金の大幅引き上げは急務と言えます。

菅首相は、より早期に全国平均 1000 円を目指すとしましたが、今回の目安額の引き上げ率では、鹿児島で時給 1000 円を超えるのは、2027 年と、今から 7 年もかかり、かつ、私たちが求める時給 1500 円には、2039 年と約 20 年もかかります。

世界では、全国一律最低賃金は当たり前で、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、韓国で全国一律性を導入しています。アメリカでは最賃を増額する州が増え、バイデン政権は全国一律 15 ドル、約 1600 円的最賃を実現する法案の可決を議会に呼びかけました。EU は、働く貧困層をなくすことを目指して、加盟国に、適正な最賃を義務付ける指令、EU 法の制定を提案しています。

日本でも、自由民主党、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会民主党、れいわ新選組などほぼすべての政党と無所属の 100 名を超える国会議員が、私たちの取り組んでいる、全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名の紹介議員になるなど、与野党を超えて、全国一律性を求める声は広がっており、2019 年の参議院選挙ではほぼすべての政党で、最低賃金の引き上げがマニフェストに盛り込まれました。今が地域間格差をなくし、最低賃金を大きく引き上げる時であることは、確かです。

ところで、中央最低賃金審議会が使用者側が、最低賃金引き上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張している点について述べさせていただきます。

2021 年度予算案の中小企業対策費は 1117 億円となっていますが、最低賃金・最賃引き上げ

に向けた生産性向上等に取り組む企業への支援は 94 億円に過ぎません。これは、フランス 2 兆 2800 億円、韓国 9800 億円、アメリカ 8800 億円と世界と比較しても圧倒的に少ない支援額です。

最低賃金法は、第 1 条で、この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の資質向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとしています。この目的に沿うと、最低賃金を大幅に引き上げるのは、地方最低賃金審議会の責任です。そして、中小零細企業への支援は、政府、自治体の責任です。

私たち鹿児島県労連は、ナショナルセンターである全労連とともに、引き続き、全国一律最低賃金制度の創設と、最低賃金をいまずぐ 1500 円以上に引き上げることを求めるとともに、中小零細企業への大幅支援を求めてまいります。ここ鹿児島地方最低賃金審議会では、最低賃金の目的に沿って、地域間格差をなくし、労働者の生活を大きく改善するために、目安額を大幅に上回る引き上げ額を示していただきますよう、心からお願いいたしまして、私からの意見陳述とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○ 山本部長

ありがとうございました。ただ今、労働者側からの立場として、労働者、経済効果など様々な観点から最低賃金の大幅な引き上げを求めるといったご主張を承ったかと思えます。今後の審議の参照にしていきたいと思えます。

それでは、ご退室をお願いします。

(陳述者、退席)

○ 山本部長

それでは、次の 2 番目の議題に入りたいと思えます。次の議題は、鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整についてという議題です。

これにつきましては、7 月 2 日の第 1 回本審で協議済みですが、再度、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局から開催案内を配布)

○ 壺屋補佐

それでは、私の方から、鹿児島県最低賃金専門部会の日程について説明いたします。

第 2 回専門部会から第 5 回専門部会までの開催日時、会場については、第 1 回本審におきまして、ご説明しましたとおり、第 2 回専門部会は、7 月 30 日金曜日午後 2 時から、第 3 回専門部会は、8 月 4 日水曜日午後 2 時から、第 4 回専門部会は、8 月 6 日金曜日午後 2 時から、第 5 回専門部会は、8 月 11 日水曜日午後 2 時から開催し、会場につきましては、第 2 回専門部会と第 3 回専門部会が、鹿児島合同庁舎、この建物の 1 階にあります第 1 会議室で、第 4 回専門部会と第 5 回専門部会が、鹿児島合同庁舎第 2 会議室、この場所で、それぞれ開催させていただければと思っております。

以上でございます。

○ 山本部長

ありがとうございました。

ただ今、今後の日程につきまして、前回同様ご説明があったかと思えますけれども、この点につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですね。特にないということで、それでは、計画どおり、予定どおり進めてまいりたいと思います。

それでは、今説明いただきました日程で、開催していくわけですが、次に、本来の審議の内容に入ります。議題3の鹿児島県最低賃金の改正審議についてに入りたいと思います。

今年は既に目安も具体的な提示がありました。今後の鹿児島県最低賃金の改正に向けて、労使それぞれのご意見、ご主張がございだろうと思えますので、順次、労使の順番でお伺いしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、労働側からご意見、ご主張の方をお願いいたします。

○ 白石委員

改正審議にあたっての労働者委員の基本的な考えをご説明いたします。日本国憲法の3大原則は、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重です。第25条には、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると記載されています。最低賃金法第1条は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力に資質向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとなっていることから、3要素、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業に支払い能力を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うことに変わりはないと考えています。

現在の県最低賃金は793円、月額で137823円、年間で1653881円であり、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円に遠く及ばない金額となっています。

また、可処分所得では月額112601円であり、これは2016年国民生活基礎調査の貧困線127万円を上回ってはいますが、健康で文化的な生活を営むことができる水準には程遠い金額となっています。

労働側は安心して働くためには、だれでも1000円以上の実現のために、現在の793円から地域間格差を縮小しつつ、できるだけ早期に全国平均1000円に到達したうえで、中期的には1000円以上を目指しています。

県内景気の状態について、日銀鹿児島支店が7月1日に発表した金融経済概況は、鹿児島の景気は、このところ足踏み状態となっている。個人消費は、一部に弱めの動きがみられているものの、基調としては緩やかに持ち直している。観光は、厳しい状況が続いているとなっており、昨年5月の鹿児島の景気は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、厳しさを増している。個人消費は、大幅に減少しているから比べると若干の改善がみられるがコロナ以前に回復していない。

中小企業庁・中小企業景況調査による業況DIは全産業で2021年1から3月期がマイナス29.6、4から6月期がマイナス29.8となっており、2020年4から6月期のマイナス62.4が前年同期より改善しています。

有効求人倍率は、新型コロナウイルスの感染拡大により 2020 年 6 月から 8 月は 1.10 倍まで低下したがその後増加に転じ 2021 年 5 月には全国平均の 1.09 倍や東京都の 1.12 倍を上回る 1.29 倍となっています。

帝国データバンクによると 2020 年の鹿児島県企業の休廃業・解散は 564 件、3 年連続増加。全体の 67.7%において当期純利益が黒字であり、全国を 10.6 ポイント上回り、他地域よりも自主廃業・解散を選択しています。

労働者の賃金の状況ですが、これまで各都道府県が行っていた春季賃上げ状況調査については、2020 年以降は廃止となっている。連合鹿児島地場組合の賃上げ状況は、4037 円、1.70% となっており、2020 年の 4088 円、1.83%を 51 円、0.13 ポイント下回っている。一方、規模 300 人未満の中小は 4994 円、2.16%で 2020 年の 4169 円を 825 円、0.41 ポイント上回っています。

職業安定統計によるパートタイムの募集賃金の平均額は 2020 年平均 955 円から 2021 年 4 月は 963 円となり 8 円上回っています。下限額も 909 円から 915 円と 6 円上回っています。株式会社マイナビによるアルバイト採用時の平均賃金は 6 月 936 円となり、2020 年 6 月の 897 円を 39 円上回っています。

鹿児島労働局の新規学卒者の初任給情報では、2021 年 3 月卒の高卒初任給は男性が 172000 円で、2020 年より 2000 円、女性が 165000 円で、2020 年より 1000 円増加しています。

卒業予定者の就職内定状況をみると、令和 3 年度が高校生、短大生、大学生、専門学校生のトータルで 3289 人、56.62%が鹿児島県内に就職し、2520 人、43.38%が県外に就職しています。県内、県外の就職率の割合の推移はここ 10 年変わっていない状況であります。

鹿児島県においても、ふるさと鹿児島 U I ターン就活応援事業、鹿児島労働局では、ウィズ・ポストコロナ鹿児島で働くということで展開されています。地元で働くという意義、賃金の高さも含め、人口減の食い止め、他県への労働力流出防止のためにも魅力ある鹿児島の創生に努力すべきであります。

目安の受け止め方についてです。2020 年の審議は、新型コロナウイルスの感染拡大により、4 月 16 日から 5 月 14 日まで全国を対象に最初の緊急事態宣言が発令され、急激に悪化した景気や感染の再拡大の懸念から先行きの見えない中で、引き上げ額の目安を示すことは困難という状況下での審議でありました。

本年の状況は、依然として新型コロナウイルスの感染拡大は続き、景気もコロナ前に回復していませんが、ワクチン接種の進展により明るい展望が開かれつつあります。

その中で、目安額にあたっての 7 つのポイントの考え方には理解しつつ、すべてのランクで 28 円の目安が出されたことは評価できますが、労側のできるだけ早期に全国平均 1000 円への到達という観点やパートの募集賃金の状況、非正規雇用労働、未組織労働者の処遇改善等からは不満が残っています。

やはり、鹿児島として、人口減の中、いかに働く者の県外流出を止めて人材確保に向けて、将来ある若者たちが魅力ある鹿児島に残るためにはどうすればいいのか、そして労働者の保護という観点からも、最賃の役割というのは大きいものだと思います。現状もですが、5 年先、10 年先を見据えて鹿児島の経済をどうしていくのかというのを踏まえながら考えていきたいと思っています。以上です。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

ただ今、労側の方から、県内の景気の動向、あるいは、県内の賃金の上昇の動向を基本的に考えられたうえで、なおかつ、中賃の28円の目安、これの基本的な考え方を、全国一律でという点は評価しつつも、まだ、やはり1000円には遠いというところで不満があるといったことのご意見が述べられたかと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、続いて使側から、お願いします。

○ 濱上委員

使用者側の見解ということで、述べさせていただきます。

まず、現状認識でございますけれども、まずコロナ。昨年4月に最初の緊急事態宣言がでてから、まもなく1年4か月です。良くなったり、悪くなったりということですが、直近では、皆さんご存じのとおり、東京をはじめ各地で感染の再拡大がみられ、第5波の到来とみる向きもあります。これは全国的。鹿児島県につきましては、現在ステージⅡの段階ですが、昨年から今年にかけて離島を含め県内で46例のクラスターが発生してございます。今でも途切れることなく毎日のように感染者が出ております。そして、このところ2桁の数字、感染者数が出ております。

この1週間を見ましても、与論島、鹿児島市でもクラスターが発生しております。こういったコロナの状況を踏まえて、この鹿児島の経済に極めて深刻な影響を与えているということでございます。コロナの影響ということですが、一部でやはりそれに沿った形で、巣ごもり需要等で好調な業種・業界がみられるのはわかっております。一方で、観光産業を主とする本県にとっては、特に、人の移動に関わる宿泊業、飲食業、交通・運輸業を中心に依然として回復の見通しがついておらず、極めて厳しい業況が続いているというのが実態であります。

鹿児島県の方でも、感染拡大地域との往来自粛要請と、これは、引き続き、ずっと出ておりますので、動きがないという状況でございます。

先ほどからありますワクチン接種が進んでおり、感染が収束に向かうことを期待はするのですが、やはり予断は許さない状況にある。仮に、今後感染が収束して、いろんな制限が緩和されたとしても、企業が立ち直れる元のレベルに戻るには一定の期間が必要であるということでございます。いつになればコロナ前の業績水準に回復できるのか、見通しが立たないということで事業者のマインドは弱っております。厳しいというのが状況です。

今年度の審議に臨む基本認識ということでございます。最賃の役割、機能は、そこに書いてあるとおりですが、罰則を伴って、一律に適用されるということでございますので、非常に厳しいということです。

そして、こうしたことから、今年の審議においては、先ほども申しあげましたコロナ禍で企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃上げ率など企業の平均的な状況のみに着目するのではなくて、とりわけコロナ禍で影響が深刻な宿泊、飲食、交通・運輸の業種における経営状況や支払い能力にしっかりと焦点を当てていくべきではないかと。原資そのものがない、事業活動そのものができていないということですので、この支払い能力というものに焦点を当てていくべきではないかと考えています。

今年の主張ということでございます。先般の骨太の方針 2021 では、最低賃金に触れられておりました。その中で、より早期に 1000 円を目指すということが書いてありまして、最低賃金が上がるのではないかとということで、中小、零細の方々は、非常に不安に思っておりました。そういった中、注目された目安が出たわけです。

去年はコロナの影響を考慮し、雇用の維持が最優先ということで目安の提示は見送られました。使用者側は、これは妥当な判断であるということで評価をしております。評価をしておりました。ところが今年は、業況は去年よりは改善されているとはいえ、まだまだ大きなマイナスです。それから、引き続き事業活動等は制約されております。そういった状況の中、28 円という過去最大の引き上げ幅が示されたということは、非常に驚きであり、極めて遺憾に思っているということです。なぜこのタイミングで、なぜこの額がという、極めて遺憾に思っております。

コロナ禍の厳しい中、中小企業、零細企業は、あらゆる支援策を総動員してかろうじて持ちこたえております。雇用調整助成金、あるいは、中小企業支援のいろんな、そういう支援等も受けながら、何とか持ちこたえているわけですけれども、このまま、さらに過去最大の引き上げ幅となるような最賃となると、ある意味、先ほどマインドと申し上げましたけれども、経営者の心が折れるのではないかと。それから、雇用に深刻な影響が出るのではないかと非常に懸念をしております。

先行きということでいえば、雇用調整助成金につきましても、非常に潤沢にいただくところもあるようですけれども、いずれにしても、それが、財源である雇用保険料の値上げにもつながるというようなことが、今日の日経新聞にも出ておりました。いずれは負担がのしかかってくるのかなと、支援金についても、利率は払わなくていいのかもしれませんが、いずれは返さなければいけないものでございます。そういった意味では、先々非常にマインド的には厳しいものがあるということです。

いつも申し上げておりますけれども、使用者側も賃上げ絶対反対ということではございません。支払い能力に応じて、上げられるべきところは、やはり上げていく、それが経済を回すことだとは思っておりますが、今回の目安はあまりにも大き過ぎると思っております。目安の感想ということでいえば、国の意向に重きを置きすぎ、苦境に置かれた事業者の経営実態を反映していない目安だと言わざるを得ないと思っております。

1社でも多くの中小・零細企業が、従業員とともに、コロナ禍の厳しい経営状況を何とか乗り越えて、その後で、成長と分配の好循環を生み出すのが、基本だと思っております。私どもは、事業の存続、雇用の維持を優先すべきだということで、全国的にもそうですが、現行水準の維持ということを主張してまいりたいということでございます。

前回の本審でも少し申し上げましたが、発効日を 10 月にこだわる必要があるのか。コロナのワクチン接種も進んでいるようですが、それを見る余裕があってもいいのかどうか、そういったことも含めてです。それについては、例えば経団連は 1 月 1 日とか 4 月 1 日とか区切りのいい日を提案しているようでございます。すぐすぐということではないのですが、そういったこともいろんな意味で考えていく必要があるのかなと思っております。

いずれにしましても、長年の公・労・使の信頼関係のもと、きちっと真摯に話をずっとこれまでも続けてきておりますので、今回もそういった姿勢を保っていきたいと思っております。以上です。

○ 山本部会長

ありがとうございました。

ただ今、使側の方から、現状認識としては、やはりコロナの収束がまだまだ十分に見通せない、いい業種もあるけれども良くない業種は極端に悪いというところで、飲食その他、観光関連、サービス業に焦点を当てて審議を進めるべきではないかといったような考え方、さらに、28円という目安の額は非常に大き過ぎるといったようなご意見でございました。とりわけ、支払能力に応じて考えるべきだということで、その点が再度強調されたのかなと考えております。

その上で、使側としては、最低賃金を引き上げずに現状維持というので考えていきたいといったようなご意見が出されたかと思えます。どうもありがとうございました。

では、いずれも、具体的にこの額というふうに出されたわけではございませんが、ただ今の双方のご意見につきまして、それぞれの労使双方からさらに追加的なご意見・ご質問などありましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○ 日高委員

私どもの方からは、三要素を考慮してぜひ議論してほしいということ述べさせていただいたところでありますが、中央最低賃金審議会の中で、7月13日に開催された第4回目安小委員会の中において、公益委員の方より、最低賃金法第9条第2項に記載されている地域最低賃金決定の三要素に対する認識というのが示されております。

その中で、平成27年5月25日の目安制度あり方に関する全員協議会での中間整理に基づいて、いずれかに重点を置くべきものではなく、三要素いずれも勘案すべきものとの考え方を示した上で、通常の事業の賃金支払能力については、正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、特定の産業のみの賃金支払能力に焦点を当てることは適当ではないという考え方を示されたというふうに聞き及んでおります。ぜひ、本委員会においても同様の認識のもとに審議を進めていただくよう、公益の皆様にはお願いを申し上げたいと思えます。

併せて、ただ今、使用者側の方からありましたとおり、宿泊、飲食、交通運輸など、特定の産業は非常に厳しい部分はあるかと思っております。労働者側としても、その支援の拡充や周知徹底など必要だろうと思っておりますし、ここの部分については最賃の審議とはすみ分けを行ったうえで議論を進めていただくようお願いしたいと思えます。

それと、28円という非常に唐突感もあるということでもございますが、私どもにしてみれば、昨年度の最賃の3円、これも非常に、逆に違和感がある部分でございます。使用者の方からありましたとおり、コロナウイルス感染症による経済、雇用に対する影響が不透明な中、審議に提出された各種指標などの信頼性が果たして担保できるのかということもあって、慎重に扱う必要があるとの判断のもとで、中央での目安額が示されず、地域間格差の是正に向けて3円の改正にとどまったところであります。しかし、諸外国の状況、第2回の本審の資料でも示されましたように、イギリス、フランス、ドイツ、韓国では一定の最賃の引き上げが行われております。日本の引き上げ幅の0.1%は突出して低いと。一方で、G7での経済成長率の伸び率は、日本が最下位となっております。最賃上げていないのに経済成長していないといった状況になっていると。隣国の韓国と比較しても、韓国の最低賃金は2018年には16.4%という大幅な改正

を行っていますが、今年の1月からは8720ウォン、円換算すると835円になるようです。835円という額は、日本における県最賃の半分以上の県が韓国の最賃を下回ることとなります。韓国の最賃の時にも議論があったと聞いていますが、雇用の問題についても韓国で目立った雇用状況の悪化は見られていませんし、IMFが4月に発表しました購買力平価でドル換算にした一人当たりのGDPは2021年で日本を逆転する、韓国が上に立つと。ここ4～5年でその差はさらに拡大しているといった指数なども示されているところでもあります。こういった点からも、最賃の改正は雇用に大きな影響は与えず、個人消費がGDPに大きな影響を与えることを物語っているというものであって、この点からも令和2年の引き上げ額3円については、果たして今思えば妥当だったのかと。審議自体を否定するものではありませんが、2年間のこれまでの中で議論すべきであり、28円というのは決して高い額ではないというふうに私どもは思っています。

○ 山本部会長

どうもありがとうございました。

他に何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○ 山本部会長

それでは、双方まだ具体的な金額の提示というところまではご準備はないというふうに理解してよろしいでしょうか。次回ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本部会長

分かりました。それでは、ただ今、双方から現在の状況あるいは目安の額に対する基本的な立場、考え方について開陳されたものと思います。

現時点で、それぞれ双方からいくらといった具体的な数字が挙げられる段階ではないということですので、その点につきましては、次回の会合で具体的な金額を提示していただくことにいたしまして、今回は次の方に繫げたいと思っております。双方、考え方がかなり異なる、対立点多々あるかと思っておりますが、これを何とか擦り合わせてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後にその他でありますけれども、今後の審議につきまして何か皆さんからご意見などありますでしょうか。先ほど、開始日を10月からというのはどうか、今すぐではないのですがというご主張でしたけれども、この点についてもよろしいでしょうか。

○ 喜納委員

開始日については、中央によるものだと思っておりますし、逆に本来僕らが交渉して上がるのは4月1日で、大体の労使関係の中で春に賃金の交渉を行っておりますけれども、一部、最賃で働いている人が多い企業においては、10月1日の最賃の発効を待って賃金を引き上げているの

が実情なので、労側としては出来るだけ早くというのが本音のところですが、使側の準備や対応なども含めて、鹿児島からそういう意見もあったということで、中央も含めて審議することについて異論はありませんが、労側としては出来るだけ早くという本音があることを含み置きいただければと思います。

○ 濱上委員

最賃がこれまで10月の発効ということで、年度内にこれくらい上げるのかなということで年度初めに予算を組むわけですが、ある程度多めの予算を組む中で、この28円というのが予算をかなり上回ったということであれば、相当インパクトがあるものですから、企業運営上です。そういった意味で、コロナの接種が10月、11月、12月に終わるのかといったようなところを見極めるということがあってもいいのかなという意見もあるものですから、そういったことを申し上げたということでございます。

○ 岩重委員

議論と少し離れたことの見解ですが、よろしいでしょうか。

労働局より、経済産業省と厚生労働省の方で新たに今回の最低賃金引き上げに伴っての中小零細企業への支援策をまとめていただいたのが発表されたということで、関係委員の皆様方にもメールで配信されたと思います。私も拝読しましたが、2020年コロナが始まって、報道によればコロナ対策費を含めて概ね30兆円の未執行分があると。予算はつけたけどまだ手元に行き渡っていないということです。後から後から一所懸命こういう施策をしました、さあ使ってくださいというのはいいですが、各関係機関に配布したところで、実際には使われていない。のぼり旗振っているだけで。

それに対して、労働局としてのご見解をお聞かせいただきたい。

○ 勝田室長

次回でよろしいでしょうか。

確認した上で、ご回答出来るものであれば回答したいと思います。

○ 山本部長

支援金の鹿児島での実績というのはいどこか資料にありましたでしょうか。どこかで見たような気もしたのですが。

○ 勝田室長

第2回本審の際に、労働局関係の業務改善助成金などについてご説明させていただきましたが、支援になっているのかというとなかなか件数的に申請数も少ないですので、今回、特例的に拡充をしてあります。周知して利用しやすい、利用していただくようなかたちで周知をしていきたいと思っております。

○ 岩重委員

もう一つ、次回で構いませんので、先ほどいただいた資料にありました廃業や倒産などに関

して、鹿児島県においては黒字率が他の県からしたらいい上での廃業が多いという話でしたけれども、概ね従業員規模が5人以上の事業所などがだいたい統計に出てくるわけです。そういったところは、社会保険労務士とかそれぞれの企業に総務の人がいて、施策をいろいろと運用しながら何とか労使の関係を構築して、雇用維持、そしてまた企業の発展に資するという事で日々やってくれていると思いますけれども、私ども経営者サイドがいつも議論の土台にしていますのが、鹿児島県において離島も含めて、そんな5人以上ではない圧倒的に多い5人未満の事業所。そういった事業所の経営実態や賃金の推移といったものをどこまで鹿児島労働局の皆様方が実態の調査が出来ているのか。

我々、商工会とか経営者協会などいろいろな団体からいろんな話も耳にした上で議論に参画していますので、鹿児島県はそういった資料に出てこない事業所がものすごく多いといったことを認識していただいて、それに対するアプローチを今までも含めて、どれくらいの頻度で、どういう仕組み作りでやられてこられたのか、そういったところを今後の検討のために是非お教えいただきたいと思っております。以上です。

○ 山本部会長

どうもありがとうございました。

ただ今、岩重委員の方からご要望がありました点、どこまでデータとして出せるかどうか分かりませんが、出来るだけ出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他に何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見なし)

○ 山本部会長

それでは、最後に、事務局からの連絡事項等がありますか。

○ 壺屋補佐

次回の部会につきましては、7月30日金曜日午後2時からです。

会場は、1階の第1会議室になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○ 山本部会長

それでは、最後に議事録確認者を指名します。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

本日の専門部会は、これで閉会します。どうもありがとうございました。